



平成 22 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 三菱レイヨン株式会社
代表者名 取締役社長 鎌原 正直
(コード番号 3404 東証・大証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 指山 正敏
(TEL. 03-5495-3100)

公正取引委員会の課徴金納付命令に関するお知らせ

三菱レイヨン株式会社（本社：東京都港区、社長：鎌原 正直 以下「当社」）は、平成 22 年 6 月 3 日、公正取引委員会から、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売に関して「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）」第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、課徴金納付命令書の送達を受けました。

今回の課徴金納付命令は、平成 21 年 11 月 9 日付けの排除措置を命じる審判審決を受けてのものであり、当社はその内容について慎重に検討した上、課徴金納付命令に対しての審判手続開始請求をするか否かについて決定する予定です。

なお、当社は、平成 21 年 12 月 8 日、上記の排除措置を命じる審判審決に対し、その取消を求めて東京高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起し、司法判断を仰いでおります。

【参考】

課徴金納付命令書の内容

- | | |
|---------------|------------------|
| 1) 課徴金納付命令日 | 平成 22 年 6 月 2 日 |
| 2) 課徴金納付命令書 | 平成 22 年（納）第 93 号 |
| 3) 納付すべき課徴金の額 | 5 億 4 3 6 1 万円 |

以 上